

高所作業車運転技能講習 案内書

法令根拠 講習内容

- 労働安全衛生法第61条では、事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の登録を受けた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者等資格を有するものでなければ、当該業務につかせてはならないと規定し、政令指定業務への就業が制限されています。
- そして、労働安全衛生法施行令第20条第15号により、作業床の高さが10m以上の高所作業車運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務が、就業制限業務として定められています。
- この講習は、関係法令及び厚生労働大臣告示で定められた科目と時間数の講義により高所作業車の運転に必要な知識と技能を習得し、技能講習の資格を取得していただくためのものです。

受付開始：原則、開催日の2ヶ月前(その日が土・日、祝祭日の場合はその翌日)

申込方法

申込締切：開催日の2週間前(その日が土・日、祝祭日の場合はその前日)なお、定員に達した場合は締切日前でも締め切れります。

手続方法：窓口申込、郵送申込(現金書留、銀行振込)の方法があり、詳細はホームページを参照ください。

受講資格 (区分)

- 移動クレーン運転士免許を受けた者又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者
- 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条の3に規定する建設機械施工技術検定に合格した者
- 道路交通法(昭和35年法律第105号)第84条第3項の大型特殊自動免許、大型自動車免許又は普通自動免許を有する者
- フォークリフト運転技能講習、ショベルローダー等運転技能講習、車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習、車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習、車両系建設機械(解体用)運転技能講習又は不整地運搬車運転技能講習を修了した者



講習科目 講習時間

講習科目	講習科目	時間
学科講習	作業に関する装置の構造及び取り扱いの方法に関する知識	5時間
	運転に必要な一般的な事項に関する知識	2時間
	関係法令	1時間
修了試験	全ての学科講習終了後に実施	1時間
実技講習	作業のための装置の操作	6時間
合計15時間 … この時間は休憩時間を含んでおりません。		
実際の講習では休憩時間を考慮した時間配分となっております。		

受講料

受講資格区分	受講料	テキスト代(税込)	合計(税込)
区分(1)の方	38,500円	2,090円	40,590円
区分(2)(3)(4)の方	39,600円		41,690円

※キャンセルの場合の取扱いについては、協会ホームページをご確認ください。

助成金

建設事業主等に対する人材開発支援助成金対象講習です。
詳しくは愛媛労働局助成金センター(089-987-6370)へお問い合わせください。

修了証

全科目を受講し、修了試験に合格した方に対して、後日、修了証を交付いたします。

その他

- 実技講習の日程、時間等については、学科講習の当日、本人にご連絡いたします。
- 受講申込者数によっては、実技講習の日程を変更することがあります。
- 実技講習日は、作業服、安全靴、保護帽、墜落防止用器具(安全帯)をご持参ください。
また、天候によっては雨合羽(傘は禁止)もご持参ください。